

ローズヒルケアセンター運営規程

介護予防・日常生活支援総合事業における第1号通所事業

(現行の通所介護相当サービス)

(目的)

第1条 地域包括ケアシステムを構築する一つのサービスとして、利用者が住み慣れた地域、生活環境において、尊厳をもって自分らしく在宅生活が継続できるよう支援する。

(基本方針)

第2条 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことが出来るよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指す。

(運営の方針)

第3条 事業所において提供する現行の通所介護相当サービスは、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 現行の通所介護相当サービスの提供に当たっては、利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者及びその家族のニーズを適確に捉え、個別にケアプランを作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 3 現行の通所介護相当サービスの提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、サービス内容及び提供方法について分かりやすく説明するものとする。
- 4 現行の通所介護相当サービスの提供に当たっては、適切な介護技術をもってサービスを提供するものとする。
- 5 常に提供したサービスの質の管理、評価を行うものとする。

(事業所の名称)

第4条 事業所の名称・所在地は次のとおりとする。

名称	ローズヒルケアセンター（以下、「事業所」という）
所在地	神奈川県平塚市土屋2198番地7

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する管理者及び職員等の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者…1名

管理者は職員等の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 生活相談員…1名以上

生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等他の機関との連携において必要な役割を果たす。

(3) 看護職員…1名以上

看護職員は、健康チェック等を行うことにより利用者の健康状態を適確に把握するとともに、利用者が各種サービスを利用するために必要な処置を行う。

(4) 介護職員…5名以上

介護職員は、現行の通所介護相当サービスの提供にあたり利用者の心身の状況等を適確に把握し、利用者に対し適切な介助を行う。

(5) 機能訓練指導員…1名以上

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための。従業者の員数は併設施設（通所介護）と一体的に管理するものとする。

前項に定める者のほか、必要に応じてその他の職員を置くことができる。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日、営業時間及びサービス提供時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日： 月曜日～金曜日
(但し、12月30日～1月3日を除く)
- (2) 営業時間： 午前8時30分～午後5時30分
- (3) サービス提供時間： 午前9時20分～午後4時20分

(利用定員)

第7条 一日に現行の通所介護相当サービスを提供する定員は29名とする。

(指定介護予防通所介護の内容)

第8条 現行の通所介護相当サービスの内容は次のとおりとする。

- (1) 日常生活上の援助
- (2) 健康チェック
- (3) 入浴サービス
- (4) 食事サービス
- (5) レクリエーション（合同行事年間計画に準ずる）
- (6) 機能訓練
- (7) 送迎サービス
- (8) 生活・介護に関する相談、助言等

(ケアプランの作成等)

第9条 現行の通所介護相当サービスの提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別にケアプランを作成する。

- 2 ケアプランの作成、変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明及び交付し同意を得る。
- 3 利用者に対し、ケアプランに基づいて各種サービスを提供する。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、現行の通所介護相当サービスの提供を受ける際に、次の事項について留意

するものとする。

- 一、医師の診断や日常生活上の留意事項を職員に伝えること。
- 二、利用当日の健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けよう留意すること。
- 三、当日の健康状態が利用に当たり支障をきたす恐れがある場合には、担当職員より伝達し、現行の通所介護相当サービスの提供を中止する場合があること。

(指定介護予防通所介護の利用料)

第11条 事業所が提供する現行の通所介護相当サービスの利用料は、介護報酬の告示上の額とする。但し、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

- (1) 次条に定める通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用。
送迎距離（ご自宅から実施地域間）片道 1 k mにつき…50 円
 - (2) 利用者の希望により、介護報酬設定上通常の利用時間とされる時間を超えてサービスを提供する場合に要する費用のうち、介護報酬額を超える額（時間延長サービス）
延長 30 分につき…500 円
 - (3) 食費
昼食…797 円 おやつ…82 円
 - (4) おむつ代…実費
 - (5) キャンセル料
利用日当日…879 円（昼食＋おやつ）
利用日前日…440 円（昼食＋おやつの半額）
 - (6)
 - (7) 前各号に掲げるものの他、事業所が提供する現行の通所介護相当サービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用…実費
- 2 前項の費用の支払いを含むサービスを提供する際には、事前に利用者又はその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービスの内容及び費用を説明した上で、書面にて利用者の同意を得る。
- 3 利用料の支払いは、金融機関口座からの自動引落とし、もしくは窓口での現金支払いとする。

(通常の事業の実施地域)

第 12 条 通常の事業の実施区域は、平塚市とする。

(秘密保持)

第 13 条 事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。

- 2 従業者であった者が、業務上知りえた利用者又は家族の秘密を漏らすことの無いよう、必要な措置を講じる。

(苦情処理)

第 14 条 提供した現行の通所介護相当サービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要措置を講ずるものとする。

(損害賠償)

第 15 条 利用者に対する現行の通所介護相当サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(衛生管理)

第 16 条 現行の通所介護相当サービスに使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

2 従業者等は、感染症等に関する知識の習得に努める。

(緊急時における対応方法)

第 17 条 現行の通所介護相当サービスの提供中に利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医或いは協力医療機関に連絡し、適切な措置を講ずる。

(事故発生時の対応)

第 18 条 通所介護の提供中に事故が発生した場合、事故の状況及び事故に際してとった処理について記録するものとする。事業者内で起きた事故などに関して、事故発生を防止するための安全対策を講じるとともに、身元引受人にその状況や再発防止策を説明し、必要に応じて行政への報告を行う。

2 事故防止対策委員会を設置し事故統計や事故原因を分析し、事故に関する研修を行い職員に周知し、事故防止に努める。

(非常災害対策)

第 18 条 従業者は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。

2 管理者は、防火管理者を選任する。

3 防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとする。

4 防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、施設はこの計画に基づき、毎年 2 回以上、避難及び救出その他必要な訓練を行う。

また、業務継続計画 (BCP) 自然災害、感染症を作成し、計画に則り研修、訓練を行います。

(安全対策体制に関する事項)

第 19 条 事業所は安全対策を実施するために次の各号に掲げる措置を講じる。

(1) 組織的な安全対策を適切に実施するため、担当者を配置する。

(2) 事故発生時における報告や分析を通じた改善策の検討を行い、職員に周知徹底を図る。

(3) 事故防止、再発防止の対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、職員に周知徹底を図る。

- (4) 事故防止のための指針を定期的に見直す。
- (5) 職員に対し、事故防止、再発防止のための研修を定期的実施する。

(感染症対策に関する事項)

第 20 条 事業所において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を策定し、感染症対策委員会にて随時見直すこと。
- (2) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための感染症対策委員会をおおむね 3 ヶ月に 1 回開催すると同時に年間 2 回の勉強会を実施する。
- (3) 感染症の発生を確認した場合は、早急に感染症拡大を防ぐ対策を講じ、まん延防止に努めるとともに、状況についてご家族及び関係各所に連絡する。
- (4) 感染の状況によっては一定期間、ご家族の面会を中止することもある。
- (5) 関係通知の遵守、徹底を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 21 条 事業所は、「身体拘束廃止及び虐待防止等の適正化のための指針」を定め、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じる。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (2) 身体拘束廃止及び虐待防止等の適正化のための指針を定期的に見直す。
- (3) 職員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を配置する。
 - 2 サービスの提供中に、職員による虐待が発生した場合には、速やかに市町村、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

(身体拘束廃止に関する事項)

第 22 条 事業所は、「身体拘束廃止及び虐待防止等の適正化のための指針」を定め、利用者の人権を尊重するとともに、日常生活のケアの充実を図り、拘束をしない介護の取り組みを積極的に行うものし、次の各号に掲げる措置を講じる。

- (1) 事業所は、原則として利用者に対して身体拘束を行わない。ただし、自傷他害等の恐れがある場合など、利用者本人またはその他の入所者等の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者・ご家族に対して説明し同意を得たうえで、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがある。
- (2) 緊急やむを得ず身体拘束をする場合は、緊急性・非代替性・一時性の 3 つの要件をすべて満たした場合のみとし、身体拘束を行った日時、理由及び態様等について記録するものとする。なお、緊急やむを得ない場合とは、事業者側の状態ではなく、利用者本人にとっての状態をいう。

(ハラスメントへの対応)

第 23 条 事業所は、ハラスメントに対する基本的な考え方やその対応について、事業運営の基本方針として決定するとともに、それに基づいた次の取り組み等を行う。

- (1) 基本方針の職員、入居者及び家族等への周知
- (2) ハラスメントを未然に防止するための対応マニュアルの作成・共有
- (3) 報告・相談しやすい窓口の設置
- (4) 介護保険サービスの業務範囲等へのしっかりとした理解と統一

(会計の区分)

第 24 条 サービスの事業の会計を、その他の事業の会計と区分する。

(その他運営についての留意事項)

第 25 条 従業者等の質の向上と健康管理を行うため、次のとおり研修及び健康診断の機会を設ける。

- | | | |
|-----|-------|------------|
| (1) | 採用時研修 | 採用後 1 ヶ月以内 |
| (2) | 継続研修 | 随時 |
| (3) | 健康診断 | 年 1 回 |

- 2 従業者等は、その勤務中、常に身分を証明する証票を携行し、利用者又は家族から求められたときは、これを提示する。
- 3 この規程に定める事項の他に、運営に関する重要事項は、社会福祉法人つちや社会福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

平成 20 年 12 月 1 日改訂

平成 23 年 8 月 1 日改訂

平成 24 年 6 月 1 日改訂

平成 26 年 11 月 1 日改訂

平成 28 年 4 月 1 日改訂

平成 29 年 10 月 1 日改訂

令和 3 年 4 月 1 日改訂

令和 5 年 5 月 18 日改訂

令和 5 年 11 月 1 日改訂

令和 6 年 1 月 1 日改訂

令和 6 年 4 月 1 日改訂

令和 6 年 4 月 12 日改訂